

グループホームみその運営規程（新館）

（目的）

第1条 社会福祉法人 美竹会が開設するグループホームみその（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護従業者及び計画作成担当者（以下「介護従業者等」という。）が、要介護状態（介護予防認知症対応型共同生活介護にあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

（事業の目的）

第2条 本事業は要介護者及び要支援者であつて認知症の状態にあるものについて、その共同生活を営むべき住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示、通知の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえて実施する。
- 3 利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行う。
- 4 介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 5 懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。
- 6 提供する介護の質の評価を行い、常にその改善を図る。
- 7 関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称 グループホームみその
- ② 所在地 豊川市金沢町弁天下40-2

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

① 管理者 1 名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

② 従業者

看護職員 1 名以上

日常的な健康管理を行い、医療サービスの適切な対応を取り、医療連携体制を整備する。

介護職員 9 名以上

夜間時間帯以外は、介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算法で入居者の数が3又はその端数を増すことに1以上とする。

利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって介護を行う。

計画作成担当者 1 名以上

介護支援専門員を配置し、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、介護計画を作成する。

(入所定員)

第6条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の定員は次のとおりとする。

9 名

(指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- ① 入浴（毎日）、排せつ、食事等介護及び日常生活上の世話
- ② 日常生活動作の機能訓練
- ③ 日常生活上の世話
- ④ 健康チェック（月1回）、相談・援助

(指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料等)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告知上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。但し、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払を受けるものとする。

① 家賃 52,000円／月

② 敷金 270,000円

居室を故意・過失、通常使用を超えるような使用による損耗した場合の修理費に充当する。（通常の生活で消耗・劣化したものの修理費ではない）

例： 家具移動によるフローリングの傷やへこみ、釘やねじによる穴、ドアのへこみなど

③ 水道光熱費 29,700円／月

④ 食材料費 朝食：330円 昼食：530円（おやつ代を含む） 夕食：470円

⑤ おむつ代 実費

⑥ その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用 実費

2 前項各号の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

3 月の中途における入退居及び外泊時の料金については、日割り計算するものとする。

（入居に当たっての留意事項）

第9条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者及び要支援者であって認知症の状態にあるもののうち、次の各号を満たす者とする。

① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。

② 著しい精神症状を呈する者及び当該認知症に伴って著しい行動異常がある者でないこと。

③ 入院治療を要する者でないこと。

第10条 介護従業者等は、利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

① 共同生活の規則はグループホームの規則を守り、他の迷惑にならないようにする。

② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

（緊急時等における対応方法）

第11条 介護従業者等は、認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

第12条 利用者に対する介護サービスの提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置を講ずる。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ② 虐待防止のための指針の整備をする。
- ③ 虐待を防止するために年1回以上の研修を実施する。
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

(その他運営についての留意事項)

第15条 事業所は、介護従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3カ月以内
 - ② 継続研修 年2回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人 美竹会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(短期利用共同生活介護)

第16条 当事業所は、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室を利用し、短期間の指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供する。

- 2 短期利用共同生活介護の定員は1ユニットにつき1名とする。
- 3 短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。

る。

- 4 短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成する事とし、当該認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。
- 5 入居者が入院などの為に、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室に利用する事がある。なお、この期間の家賃などの経費については入居者ではなく、短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとする。

(短期利用共同生活介護の対象者)

第17条 短期利用共同生活介護の対象者は、第9条の要件を満たすものとする。

(短期利用共同生活介護の利用料)

第18条 短期利用共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、短期利用共同生活介護が法定代理受理サービスであるときは、介護報酬告知上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。但し、次に掲げる項目について、別に利用料金の支払いを受けるものとする。

- ① 部屋代 1日当たり 1,730 円
- ② 水道光熱費 1日当たり 976 円
- ③ 食材料費 朝食：330 円 昼食：530 円（おやつ代を含む） 夕食：470 円

(入居に当たっての留意事項)

第19条 事業所の入居に当たっての留意事項は次のとおりとする。

- ① 生活調度品の持ち込みは、短期間の入居に鑑み、必要最小限度のものとする。
- ② 短期利用共同生活介護の利用者の入退去に際しては、利用者を担当する居宅介護支援専門員と連携を図ることとする。

※ 詳細は、重要事項説明書に記載。

附 則

平成18年3月16日施行

平成24年12月1日施行

平成24年8月1日施行

平成27年4月1日施行

平成28年4月1日施行

平成31年4月1日施行

令和2年6月1日施行

令和4年6月1日施行

令和5年4月1日施行